



身体障害者手帳をお持ちの方は、所有する車の自動車税が減免になる場合があります。減免の対象となる障害の範囲、対象となる自動車については、胆振総合振興局の納税課へ、軽自動車税の減免については、各市町の納税担当窓口にお問い合わせください。

減免の対象となる方

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
(区分と要件により対象外場合があります)
- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

申請に必要な書類

- 身体障害者手帳など、もしくは療育手帳(A・B)もしくは精神障害者保健福祉手帳(1～3級)
- 自動車運転免許証
- 自動車検査証
- 申請書(窓口にあります)

《その他》

- ※ 1. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示が必要な場合があります。
- ※ 2. 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類が必要な場合があります。
- ※ 3. 身体障害者の方を介護する人が自動車を運転する場合でも減免を受けられる場合があります。

自動車税種別割の減免の適用

道の「自動車税等の減免について」(24年4月1日作成)より

区 分			減免の適用
新規	4月1日に減免要件に該当している場合		年税額を減免
	年度の途中で減免要件に該当した場合		要件に該当した翌月から月割税額を減免
入れ替え	減免を受けている自動車を入れ替え、新しい自動車を取得した場合(新規登録)	旧車を1か月以内に抹消	旧車 抹消した月まで月割税額を減免 新車 新車を取得した翌月から月割税額を減免
		旧車を移転等	旧車 年税額を減免 新車 翌年度から年税額を減免(当該年度は月割税額を課税)
	減免替え申請	旧車	新車を取得した月まで月割税額を減免(新車を取得した翌月から月割税額を課税)
		新車	新車を取得した翌月から月割税額を減免
	減免を受けた後に減免要件に該当しなくなった場合	自動車を他者に移転した場合	年税額を減免(翌年度から新所有者に年税額を課税)
		要件に該当しなくなった場合	年税額を減免(翌年度から本人に年税額を課税)

※ 旧車…今まで減免を受けていた自動車 新車…新たに取得した自動車

※ 年度途中で移転により取得した自動車は、翌年度から減免の対象になります。

申請場所

胆振総合振興局納税課

室蘭市広域センタービル(海岸町) TEL(0143)24-9585

身体障害者手帳をお持ちの方

自動車税が減免になる場合があります

DUSKIN
喜びのタネをまこう

◇お掃除から健康を支える◇
ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

株式会社 **ダスキン洞爺**

代表取締役 中 嶋 康 吉

本社・伊達支店/伊達市松ヶ枝町58-6 TEL(0142)21-5500 FAX(0142)21-5501

室蘭東支店/室蘭市八丁平1-48-6 TEL(0143)41-3388 FAX(0143)47-6633
供 知 安 店/釧路市東区安町字比羅夫1-51 TEL(0136)22-0120 FAX(0136)22-0189
北17条支店/札幌市東区北17条東5丁目3-7 TEL(011)299-7601 FAX(011)299-7603

Super Life Super Fresh Super Value

SUPER ARCS
スーパーアークス

いつも おそばに
ホームストア

株式会社ラルズ室蘭地区本部

室蘭市中島本町2丁目8-1
TEL 44-4656
FAX 46-0470

本気で遊び尽くそう。

DELICA D:5 CHAMONIX

南北海道三菱自動車販売(株)

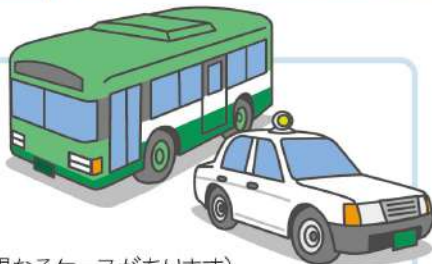
室蘭店
〒043-0201 室蘭市東町2-20-1 ☎(0143)45-3311
苫小牧本店 / 苫小牧市有明町1-8-14 ☎(0144)74-3311
千 歳 店 / 千歳市国通4-17-3 ☎(0123)84-1111

身体障害者手帳をお持ちの方 ②

主な支援

- 民営バス(道南バス)割引制度
 - 重度心身障害者タクシー料金助成
 - タクシー運賃の割引制度
 - JR運賃の割引制度など
- (各自治体により、サービスや内容が異なるケースがあります)

重度心身障害者タクシー料金助成の申請(室蘭市のケース)は在宅の重度心身障害のある方が外出時にタクシーを利用する場合、その費用の一部を助成するための利用券を交付しています。



相談窓口

■ 室蘭市障害福祉課
TEL (0143) 25-1155

■ 登別市保健福祉部 障がい福祉グループ
TEL (0143) 85-3732

■ 伊達市健康福祉部 社会福祉課障がい者福祉係
TEL (0142) 82-3193

公共交通機関利用時に割引も

身体障害者手帳に加え、療育手帳をお持ちの方は、公共交通機関利用時の割引なども受けられる場合があります。利用の対象やサービスなどの相談は各自自治体の福祉窓口にご相談ください。

対 象

- 療育手帳Aの方
- 身体障害者手帳第1種で1級～3級までの視覚、両下肢、体幹機能障害の方
- 身体障害者手帳第1種で1級の内部障害のある60歳以上の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※手続きは、新規の方のみ手続きが必要になります。2年目以降は自動更新となります。

※必要なものは障害者手帳、印鑑(代筆もしくは代理人が手続きする場合のみ)

身体障害者手帳をお持ちの方 ③

高速道路料金が半額に

自治体窓口での申請

◇必要書類を用意しましょう。(室蘭市の場合)

- 障害者手帳
- 障害者手帳をお持ちの方名義の車検証
- 自動車運転免許証
- ETCカード
- ETC車載器の登録者名が確認できる書類

書類を用意して自治体窓口へ

自治体がネクスコに申請

オンラインでの申請

ETCを利用している方に限り、オンラインでの申請が可能です。

◇事前の準備

- マイナポータルアプリをインストール
- マイナポータルへの利用者登録
- マイナンバーカードを読み取り、障害者手帳の情報が連携されていることを確認

マイナポータルアプリから申請フォームに必要事項を入力、送信

登録完了

また、高速道路料金が半額となる(10円未満切り上げ)割引も受けられます。身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が対象です。割引を受けるには事前の申請手続きが必要です。各市町の福祉担当窓口やオンラインでの申請も可能です。

私の選択が
PRIUS
私たちの選択が
PRIUS
この世界を美しく変えていく
PRIUS

ネッツトヨタ苫小牧

本社/苫小牧市新中野町3丁目1番4号

営業時間 ショールーム/AM10:00~PM7:00
サービス受付/AM10:00~PM5:30
お客様相談センター/AM10:00~PM5:30
フリーダイヤル 0120-79-3739
ホームページ <https://www.netz.tomakomai.co.jp>



室蘭キテネッツ館
室蘭市東町 1-1-7
TEL.0143-44-1871 年中無休

しんせい店
登別市新生町 3-1-1
TEL.0143-86-1515

だて店
伊達市丹月町 46-4
TEL.0142-25-2341



New People's Vehicle